

議案第 1 号

平成26年度富津市一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成26年11月28日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

衆議院の解散による衆議院議員選挙及び国民審査執行費に係る予算を措置する平成26年度富津市一般会計補正予算（第 3 号）について、地方自治法第179条第 1 項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、平成26年11月21日専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるものである。

専決第3号

専決処分書

平成26年度富津市一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別冊のとおり専決処分する。

平成26年11月21日

富津市長 佐久間 清 治

（理由）

衆議院の解散による衆議院議員選挙及び国民審査執行費に係る予算を措置する必要が生じたためである。

別冊

平成26年度富津市一般会計補正予算（第3号）

平成26年度富津市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23,981千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,058,176千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年11月21日専決処分

富津市長 佐久間 清 治

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 県支出金		1,082,162	23,981	1,106,143
	3 委託金	84,631	23,981	108,612
歳入合計		16,034,195	23,981	16,058,176

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		2,035,801	23,981	2,059,782
	4 選挙費	34,944	23,981	58,925
歳 出 合 計		16,034,195	23,981	16,058,176